

## メピコートクロリドに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成28年12月14日～平成29年1月12日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. コメントの概要及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>(意見)</p> <p><b>【意見1】</b>            ADIとARfD0.3mg/kg体重/日に反対である。            [理由]            ADIは、EUの値0.2mg/kg体重/日よりも高く、ARfDはアメリカの0.195mg/kg体重より高い。            2、ADIとARfDが同じラットの発生神経毒性試験の無毒性量を根拠に0.3mg/kg体重としているが、同試験の詳細データが示されていない。            3、短期摂取量が推定されておらず、ESTIとARfD比も示されていない。</p> <p><b>【意見2】</b>            60の農作物の残留基準はすべて、2ppmとされているにも拘わらず、残留試験データはブドウの7事例が掲載されているだけで、他の食品の残留データが不明なままである。パブコメ意見募集をやり直すべきである。            [理由]            1、残留基準があるにもかかわらず、摂取量が推算されておらず、TMDIとADI比も示されていない。</p>	<p>(回答)</p> <p><b>【意見1及び2について】</b>            食品安全委員会は、各試験で得られた無毒性量及び最小毒性量の最小値が発達神経毒性試験の30mg/kg体重/日であったことから、これを安全係数100で除した0.3mg/kg体重/日をメピコートクロリドの一日許容摂取量(ADI)と設定しました。また、メピコートクロリドの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、同試験での30mg/kg体重であったことから、これを安全係数100で除した0.3mg/kg体重を急性参照用量(ARfD)と設定しました。            なお、食品安全委員会では、海外の評価機関による評価書等も参照していますが、原則として農林水産省の定めたテストガイドラインに沿って実施され、申請者から提出された試験成績を用いて食品健康影響評価を行っています。            食品安全委員会農薬専門調査会幹事会で審議された剤のうち、公開で審議された農薬の審議資料(農薬抄録等)は食品安全委員会農薬専門調査会幹事会終了後に食品安全委員会事務局内において</p>

て閲覧可能となっており、メピコートクロリドについても閲覧できます。

なお、当該農薬抄録は、公にすることにより試験成績所有者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある部分については、非公開としております。

メピコートクロリドについては、今後、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を踏まえ、厚生労働省において暫定基準値の見直しが行われる予定です。食品安全委員会では、メピコートクロリドの暴露量について、厚生労働省が暫定基準値の見直しを行う際に、「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」に基づき確認することとしています。

※頂いたものをそのまま掲載しています。